

不利益処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部(局)・課(室) 生活衛生課

法令名	水道法	法令の番号	昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号			
不利益処分の種類	給水停止命令	根拠条項	第 3 7 条			
処 分 基 準	<p>水道法第 3 6 条に定める水道施設の改善命令又は水道技術管理者の変更の勧告若しくは簡易専用水道の管理に関する措置命令に従わない場合において、給水をそのまま継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害するおそれがある場合に処分できる。</p> <p>（改善命令等）</p> <p>第三十六条 厚生労働大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、当該水道施設が第五条の規定による施設基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該水道事業者若しくは水道用水事業者又は専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該施設を改善すべき旨を命ずることができる。</p> <p>二 厚生労働大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、水道技術管理者がその職務を怠り、警告を發したにもかかわらずなお継続して職務を怠つたときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、水道技術管理者を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>三 都道府県知事は、簡易専用水道の管理が第三十四条の二第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。</p> <p>ただし、給水人口 5 万人以下である水道事業に関する厚生労働大臣の権限 一日最大給水量が 25,000 m³以下である水道用水供給事業に関する厚生労働大臣の権限は、都道府県知事に委任されている。</p>					
対応 区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	生活衛生課	交付 機関	管轄保健福祉事務所	目次 NO